

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 12 月 3 日

「(案件名) ブラジル国サンパウロ州沿岸部衛生・環境改善事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」  
(公示日:2020 年 11 月 11 日/公示番号:20a00716)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 P14 5. 実施方針及び留意事項(1)渡航制限に配慮した調査実施体制の提案と構築	「渡航措置変更があるまで、日本からコンサルタントを派遣しないことを前提とし、…」とありますが、現時点では渡航措置変更は無く、本邦からコンサルタントは派遣しないで業務を行う、との認識でよろしいでしょうか。	2020 年 11 月 20 日現在、サンパウロ市及びブラジリアへの渡航再開が認定されていますが、事業対象地域は認定対象外です。よって、現時点では、コンサルタントを派遣しない前提には変更ありません。
2	企画競争説明書 P34 2. 業務実施上の条件(2)業務量 目途と業務従事者構成案 1)業務量の目途	「現地特殊傭人による現地での調査業務は 45 人月を想定」とありますが、想定される特殊傭人費月額の日安はありますでしょうか。	目安はありません。
3	企画競争説明書 P35 2. 業務実施上の条件(3)現地再委託 2)	左記(3)現地再委託の項目2)において、「調査において、現地での調査が必要となる業務については、現地特殊傭人の活用を認めます。」とありますが、現地特殊傭人による現地での調査業務を現地の法人と契約することは認められるでしょうか。可能な場合には、“再委託”として入札金額に含めることになりませんか。	特殊傭人費は、受注者による直接雇用のみではなく、我が国の「労働者派遣契約」に類する制度が存在する場合、当該制度に基づく(法人との)契約によることも認めます。この場合、必要な経費は、一般業務費の特殊傭人費に計上下さい。

4	<p>P20 「(4) 想定される現状調査」の 「(4) その他補完調査」 P34 「(3) 現地再委託」</p>	<p>P34 で言及されている「補完調査」は、P20の「(4) その他補完調査」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	<p>P21 「(8) 施工・調達計画の検討」 P24 「(13) 本事業実施方針の策定」</p>	<p>P21 「(8) 施工・調達計画の検討」では、調査及び提案事項として、「1) コンサルタント選定に係る RFP 作成支援」、「2) 施工業者選定 1) 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方、2) パッケージごとの入札方法・入札書類、事前資格審査(PQ)・入札・契約条件・Dispute Board 設置の検討」と記載があり、「(13) 本事業実施方針の策定」にはブラジルにおける当該類似業務の調達事情の整理等に加え、(8)に類似した記載がございます。 こちらに関して、(8)では「(7) 概略設計及び最適案の提案」にて作成された施設について検討を実施し、(13)では、(9)～(12)の内容を踏まえて、事業実施に直接的な影響を与え得る留意事項に関して整理するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
6	<p>P19 「(4) 想定される現状調査」の 「(1) 自然条件調査」 P34 「(3) 現地再委託」</p>	<p>P19 では、「⑥既存施設調査」が自然条件調査の一部としてリストされ現地再委託として実施することが認められています。一方で、P34 では、現地法人への再委託を認める業務として既存施設調査がリストされておられません。</p>	<p>P19 の自然条件調査の内容（リスト）に記載誤りがあり、以下のとおり訂正させていただきます。 誤：⑥既存施設調査 ↓ 正：⑥水質調査</p>

		<p>既存施設調査は、再委託が可能な調査に含まれているでしょうか。</p> <p>また、調査対象施設の種類と個所数について想定がおありでしたらご教示頂けますでしょうか。</p> <p>加えて、既存施設調査が自然条件調査に含まれる場合、現在提示されている定額に含まれていますでしょうか。もし定額が変更となる場合は、合わせてご教示いただければ幸いです。</p>	<p>既存施設調査は現地再委託の対象には含まれておりません。</p>
7	<p>P19 「(4) 想定される現状調査」の 「1) 自然条件調査」 P34 「(3) 現地再委託」</p>	<p>P34 では、現地法人への再委託を認める業務として水調査がリストされています。一方で、自然条件調査について記述されているP19 では自然条件調査の一部として水質調査への言及がありません。</p> <p>水質調査は、再委託が可能な調査に含まれているでしょうか？また、調査対象とする水域やサンプル数について想定がおありでしたらご教示頂けますでしょうか。</p> <p>加えて、水質調査が自然条件調査に含まれる場合、現在提示されている定額に含まれていますでしょうか。もし定額が変更となる場合は、合わせてご教示いただければ幸いです。</p>	<p>P19 の自然条件調査の内容（リスト）に記載誤りがあり、以下のとおり訂正させていただきます。</p> <p>誤：⑥既存施設調査 ↓ 正：⑥水質調査</p> <p>P34 に記載されている自然条件調査の定額には水質調査が含まれています。調査対象とする水域やサンプル数について、調査第一段階の既存資料確認の結果を踏まえ、調査範囲の絞り込みを行うことを想定しています。</p>
8	<p>P34 「(3) 現地再委託」</p>	<p>地形調査、ルート踏査、試掘調査、地質調査につきまして、想定されている調査範囲、個所数について想定がおありでしたらご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>調査第一段階の既存資料確認の結果を踏まえ、調査範囲の絞り込みを行うことを想定しています。</p>

9	P34 「(3)現地再委託」の「コミュニティに係る社会調査」	社会調査は全 9 都市を対象に行うという理解でよろしいでしょうか。また、想定されるサンプル数が具体的におありでしたらご教示頂けますでしょうか。	社会調査の範囲はご理解のとおりです。サンプル数は社会調査として有意となる範囲を想定しています。
10	P33 「(3)業務従事予定者の経験、能力」の 2) 評価対象業務従事者の経歴	業務主任者について、「a)類似業務経験の分野」は「上下水道計画」と記載されています。これについて、「上下水道計画」「上水道計画」「下水道計画」のいずれのケースも類似業務として評価されるでしょうか。あるいは、上下水道の両方を一つの案件に含む「上下水道計画」のみが類似案件として評価されるでしょうか。	「上下水道計画」「上水道計画」「下水道計画」のいずれのケースも類似業務として評価します。
11	P14 「5. 実施方針及び留意事項 (1)渡航制限に配慮した調査実施体制の提案と構築」  P36 「5. 見積書作成にかかる留意事項」	P14 で「2020 年 10 月現在、外務省の海外安全情報では当国の感染症レベルはレベル 3 となっており、各国渡航制限がある中での業務遂行となるため、渡航措置変更があるまで、日本からコンサルタントを派遣しないことを前提とし、特殊傭人の活用等によりリモート調査なども駆使しながら本調査の実行が求められる。(中略) 渡航措置に変更があり、渡航可能となる場合には、契約変更により渡航に必要となる費用を契約金額に含める。」としている一方で、P36 では「(6) 旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。」として渡航経路の記載があります。 提案する要員計画及び見積書は P14 に準じ	2020 年 11 月 20 日現在、サンパウロ市及びブラジリアへの渡航再開が認定されていますが、事業対象地域は認定対象外です。よって、現時点では、コンサルタントを派遣しない前提には変更ありません。 「提案する要員計画及び見積書は P14 に準じて現地渡航は含めず、P36 は契約変更時用の参考」は、ご理解のとおりです。

		て現地渡航は含めず、P36 は契約変更時用の参考という理解で宜しいでしょうか。	
12	P36 「5. 見積書作成にかかる留意事項」	1) 一般業務費（資料等作成費）のなかで、「翻訳費（葡文→和文）70 千円」との記載があります。 具体的に何の翻訳を想定されているのかご教示頂けますでしょうか。 レポート作成も含めると調査実施に必要な翻訳業務には 70 千円を大きく超えるコストを要すると思いますが、定額計上額を増額し、ご指示いただければ幸いです。	インテリウム・レポート、準備調査報告書(ドラフト)、準備調査報告書の 3 点の翻訳を想定しています。定額計上額を以下のとおり訂正させていただきます。  誤:70 千円 ↓ <u>正:3000 千円</u>
13	P18 3) 現地調査事前準備作業 P28 7. 報告書等	P28 では(2)インセプション・レポートが和文のみとなっています。一方で P18 ではインセプション・レポートに基づき、ブラジル側実施機関である SABESP に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認するとあります。 和文のみのインセプション・レポートをもとに葡文のプレゼンテーション資料を作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
		以上、11月25日回答	
14	現地調査全般	本調査の現地作業（特殊傭人含む）に必要な事務所は、本事業の要請者であるサンパウロ上下水道公社（SABESP）より供与されますで	サンパウロ上下水道公社（SABESP）より事務所スペース及び設備・備品が提供される予定です。詳細は今後調整します。

		<p>しょうか。その場合、事務所の規模、設備・備品などをご教示いただければ幸いです。</p> <p>また、事務所が供与されない場合は、これらに係る見積は、別見積として計上させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	
15	<p>P16 「(9) 環境社会配慮」</p>	<p>P16 では、「対象地域の一部がラムサール条約で保護すべき湿地に該当するため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月))に基づき環境社会配慮カテゴリ A に分類され、環境アセスメント報告書 (EIA) 案を作成する必要がある。」との記載があります。実際、本プロジェクトで下水処理場の拡張または新設が予定されている11か所のうち、ごく一部がラムサール湿地内に位置しているようです。</p> <p>本調査で想定されているEIAは、事業対象地域のうちラムサール湿地に指定されている地域のみを対象に作成するものとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>本調査で想定されているEIAは、本事業全地域が調査対象となります。</p>
16	<p>P27 「6. 業務の内容」の「(20) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定」</p>	<p>事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助、施工監理等）のTOR案を作成し、その規模（M/M）について、コストブレイクダウンを提案するとあります。</p> <p>弊社でも相手国の現地調達法等を確認いたしますが、貴機構では、本件受注のコンサルタント（JV 構成員及び補強を含む）は、本</p>	<p>本準備調査の内容は SABESP 調達規定上の Ante Projeto や Projeto Basico に整理されない旨、SABESP と確認済みです。本準備調査の実施をもって、将来の有償資金協力事業の設計・施工監理契約への参加が排除されることはありません。</p>

		準備調査の結果に基づき貴機構による有償資金協力が実施される場合も、設計・施工監理契約から排除されないと認識されていますでしょうか。	
17	P34 「(3)現地再委託」 P36 「5.見積書作成にかかる留意事項」	コロナ禍により現地渡航が困難な現状を踏まえ、本調査において、現地での調査が必要となる業務については、現地特殊傭人の活用を認める。現地特殊傭人による現地での調査業務は45人月を想定しているとあります。当該業務人月は多く、現地特殊傭人の活用方法は各社それぞれであり、内容によって価格差が大きくなると予想されます。価格競争の公平さに鑑み、現地特殊傭人費につきまして別見積として計上させていただくことは可能でしょうか。	現地特殊傭人費は別見積として扱いません。
		以上、11月27日回答	
18	11月27日付質問回答 通番号17 P.34 「2.業務実施上の条件の(2)業務量目途と業務従事者構成案」	「現地特殊傭人費は別見積として扱いません」とあります。つきましては、「本見積の定額計上」として金額をご教示いただけないでしょうか。 もし、定額計上とならない場合、どのような要件を有する特殊傭人を想定されているのかご教示いただければ幸いです。 左記質問にもありますように、「業務実施上の条件」としてご指示いただいております現地特殊傭人の数量は非常に大きく、特記仕様書に基づいて業務を遂行する上で、その活用	現地特殊傭人費は定額計上として扱いません。 想定される現地特殊傭人の構成(案)は以下のとおりです。 現地総括、施設計画(上水道、下水道)、機械・電気設備計画(上下水道)、施工・調達計画/積算、経済財務分析、地域開発/社会調査、環境配慮、社会配慮 特殊傭人は義務ではなく、これと異なる提案をしていただくことを排除するものではありません。

		方法や考え方次第では価格差が非常に大きくなると予想されます。貴機構の QCBS 案件は、予定価格の信頼性や競争の公平性を担保することを配慮されていると理解しておりますところ、上記 2 点につき、ご教示いただければ幸いです。	ん。
		以上、12 月 2 日回答	
19	P28 「(4) 準備調査報告書 (ドラフト)」 P34 「(1) 業務工程」	P28 では、準備調査報告書 (ドラフト) について「調査開始 6 ヶ月以内を目途」とあります。一方、P34 では「2021 年 2 月上旬より業務を開始し」「2020 年 9 月上旬までに準備調査報告書 (ドラフト)」とあり、両者では準備調査報告書 (ドラフト) の提出時期につき 1 か月の齟齬があります。11 月下旬までの契約期間を考えると同報告書の提出は 9 月上旬との理解でよろしいでしょうか。	左記ご理解の通り、準備調査報告書 (ドラフト) の提出は 9 月上旬とご理解下さい。 P28 7. 報告書等、(4) 準備調査報告書の提出時期については以下のとおり訂正させていただきます。  誤：調査開始 6 ヶ月以内を目途 ↓ 正：調査開始 7 ヶ月以内を目途
		以上、12 月 3 日回答	

以上